

課長		副課長		所長		副主幹		設計		校合	
----	--	-----	--	----	--	-----	--	----	--	----	--

令和 7 年度

委 託

設 計 書
仕 様 書

1 委 託 名 小畔の里クリーンセンター高木強剪定業務委託

2 委 託 箇 所 川越市大字平塚新田160番地

3 実 施 額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)

4 委託大要、起工理由

委 託 の 大 要	高木強剪定:44本 高木伐採:1本 高木に近接する架空電線路及び電気機械器具の充電電路に対する絶縁用防護具の取付及び取外:1式
起 工 理 由	小畔の里クリーンセンターの高木を剪定し、近隣事業者への影響を解消する。

川 越 市

本 委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	直接委託費計							
		共 通 仮 設 費						防護管設置・リース費用含む
				1	式			
	純 委 託 費							
		現 場 管 理 費						
				1	式			
	委 託 原 価							
		一 般 管 理 費 等						
				1	式			
	委 託 価 格							
		消 費 税 相 当 額						
				1	式			
本 委 託 費 計								

川 越 市

委 託 内 訳 書							
工 種	種 目	細 目	単位	単価	数 量	金 額	備 考
樹木管理(高木剪定)	強剪定(落葉)		本				
		60≦C<90			2		
		90≦C<120			12		
		120≦C<150			22		
		150≦C<180			7		
		180≦C			1		
樹木管理(高木伐採)	強剪定(落葉)		本				
		180≦C			1		
直接委託費計							

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
防護管等取付・取外費						
現場立会費		1	式			
高圧線用防護管		288	本			
低圧線用防護管		64	本			
変圧器用防護		2	基			
小計						
防護管等リース(1日あたり)						
建設工事用防護管						
	35φ×2.5m	153	本			
	100φ×2.0m	202	本			
ジャバラ管	35φ	20.0	m			
防護シート小	250mm×1000mm	8	枚			
リース小計(1日あたり)						
リース小計(1か月あたり)						31日
諸経費						基本料金・東京電力立会費
小計						
防護管設置・リース費用 計						

令和 7 年度

小畔の里クリーンセンター高木強剪定業務委託

仕 様 書

川 越 市

環境施設課

小畔の里クリーンセンター

1 目的

本仕様書は、小畔の里クリーンセンターの高木を強剪定することにより、架空線路の保護及び通行障害等近隣事業者への影響を解消することを目的とする。

2 委託の概要

「小畔の里クリーンセンター高木強剪定業務委託」（以下「委託」という）は、川越市小畔の里クリーンセンターの高木を強剪定する業務である。

3 委託期間

契約締結日 から 令和 8 年 3 月 2 7 日まで

4 委託場所

川越市大字平塚新田 1 6 0 番地：川越市小畔の里クリーンセンター

5 業務内容

(1) 業務内容

小畔の里クリーンセンター

- ・高木強剪定：4 4 本
- ・高木伐採：1 本
- ・高木に近接する架空電線路及び電気機械器具の充電電路に対する絶縁用防護具の取付け・取外し：1 式

高木強剪定業務において、枝等が電線等に接近している箇所があるため、感電防止措置として、充電電路に絶縁用防護具を設置のうえ剪定作業を行うこと。なお、絶縁用防護具の取付け及び取外しは、受注者において配電設備を管理している東電タウンプランニング株式会社に手配の申込みを行うものとする。申込みにあたっては十分に協議を行うこと。絶縁用防護具の数量内訳及び防護管の設置対象は以下のとおり。また、絶縁用防護具の準備及び取付け・取外しに係る費用は受注者負担とする。

絶縁用防護具数量内訳

絶縁用防護具	数量
建設工事用防護管 3 5 ϕ $\times$ 2 . 5 m	1 5 3 本
建設工事用防護管 1 0 0 ϕ $\times$ 2 . 5 m	2 0 2 本
ジャバラ管 3 5 ϕ	2 0 m
防護シート小 2 5 0 m m $\times$ 1 0 0 0 m m	8 枚

※ 絶縁用防護具の手配は、東電タウンプランニング株式会社の業務に含まれていないため、受注者の負担で用意すること。

防護管の設置対象

設置対象	数量
高圧線	2 8 8 本
低圧線	6 4 本
機器防護（変圧器）	2 基

(2) 作業実施要領

樹木の強剪定にあたっては、付近の景趣に合うように修景的配慮を加えて行う。また、花芽の分化時期・位置などに十分注意して行い、太い枝の剪除部は、防腐処理を行うこと。実施時期は、天候、植物の育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるように努めるものとする。

6 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届け出、手続き等は速やかに処理すること。

7 一般事項

- (1) 本仕様書は、本委託の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項については公園緑地工事共通仕様書、埼玉県土木工事实務要覧、埼玉県土木工事委託業務実務要覧を参考とする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い業務を実施すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めがある場合または発注者の指示若しくは前項の打合せがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり建物等に影響を与えないよう注意すること。また、建物等に影響が生じた場合、直ちに発注者へ連絡しその対応方法等に関して協議すること。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元する。
- (5) 本委託に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署への届け出、手続き等は受注者の負担とする。

- (6) 受注者は、本委託の履行上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- (8) 受注者は、川越市環境方針を理解し協力すること。なお、提出書類はグリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準を満たすよう努めること。

8 支払い

完了払いとする。この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

9 業務管理

(1) 委託業務実施計画書等の提出

受注者は、業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出すること。
なお、変更のあった場合も同様とする。

- ・委託業務実施計画書（指定様式）
- ・1級又は2級造園施工管理技士及び1級又は2級造園技能士の資格証明書の写し（業務従事者に限る）
- ・その他発注者が必要とする書類

(2) 作業日・作業時間

作業の実施日、作業時間等は、天候・植物の育成状態を考慮のうえ、発注者と協議し決定する。尚、月曜日～金曜日は隣接道路を通行する車両等が多いため、配慮をすること。土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始に小畔の里クリーンセンター場内で作業を行う場合は、発注者と協議すること。

(3) 安全管理

ア 作業の実施にあたっては、付近住民及び通行者等の第三者に対する災害等は起こさないよう努めること。また、作業中においては作業場所付近に作業中である旨の看板を掲示し、注意喚起を図ること。

- イ 受注者は、機械器具の不安全状態及び業務従事者の不安全行動を排除し、労働災害の防止を図ること。
- ウ 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合にはその内容を発注者に報告すること。
- エ 受注者は、災害等が発生したときは直ちに発注者に報告し、速やかにその状況を写真等により記録し報告書を作成のうえ、発注者に提出すること。
- オ 受注者は、第三者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- カ 作業場所が一般道側でかつ枝木が電線に架かっている部分もあるため各種必要な許可をとったうえで、人や車両の通行に危険が生じないよう、警備員の配備や表示等で安全対策を講じること。

(4) 服装及び言動

業務従事者は、受注者制定の衣服を着用するとともに、公共サービスの従事者にふさわしい言動に努めること。また、委託業務の公共性を認識し円滑な業務の実施を確保するように、責任をもって業務にあたること。

(5) 発生材の処理

受注者は作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し後片付けを行うこと。また、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を努めることとし、自らの責任で適正処理すること。

剪定した枝の処理は枝を直径15cm以内長さ1.2m以下に切って、構内の所定の場所まで運搬すること。

(6) 委託業務実施報告書

受注者は全ての業務を完了したときに、遅滞なく委託業務実施報告書を発注者に提出するものとする。委託業務実施報告書には以下の書類を添付すること。

- ア 数量表（9-(7)に定める内容）
- イ 発生材処理報告書（9-(8)に定める内容）
- ウ 写真帳（9-(9)に定める内容）

(7) 数量表

工種毎に出来高を記載する。

(8) 発生材処理報告書

発生材の処理方法、保管状況を記載する。

(9) 写真帳

工種別に作業過程が容易に把握できるように整理する。工種毎の写真においては、1枚の写真で作業状況が判別できる程度に工区分けしたうえで撮影する。また、撮影に際しては小黒板等に委託名、工種または使用材料、撮影対象の箇所、寸法、略図等を記入し、必要に応じてテープ、箱尺等を使用し共に写し込むものとする。

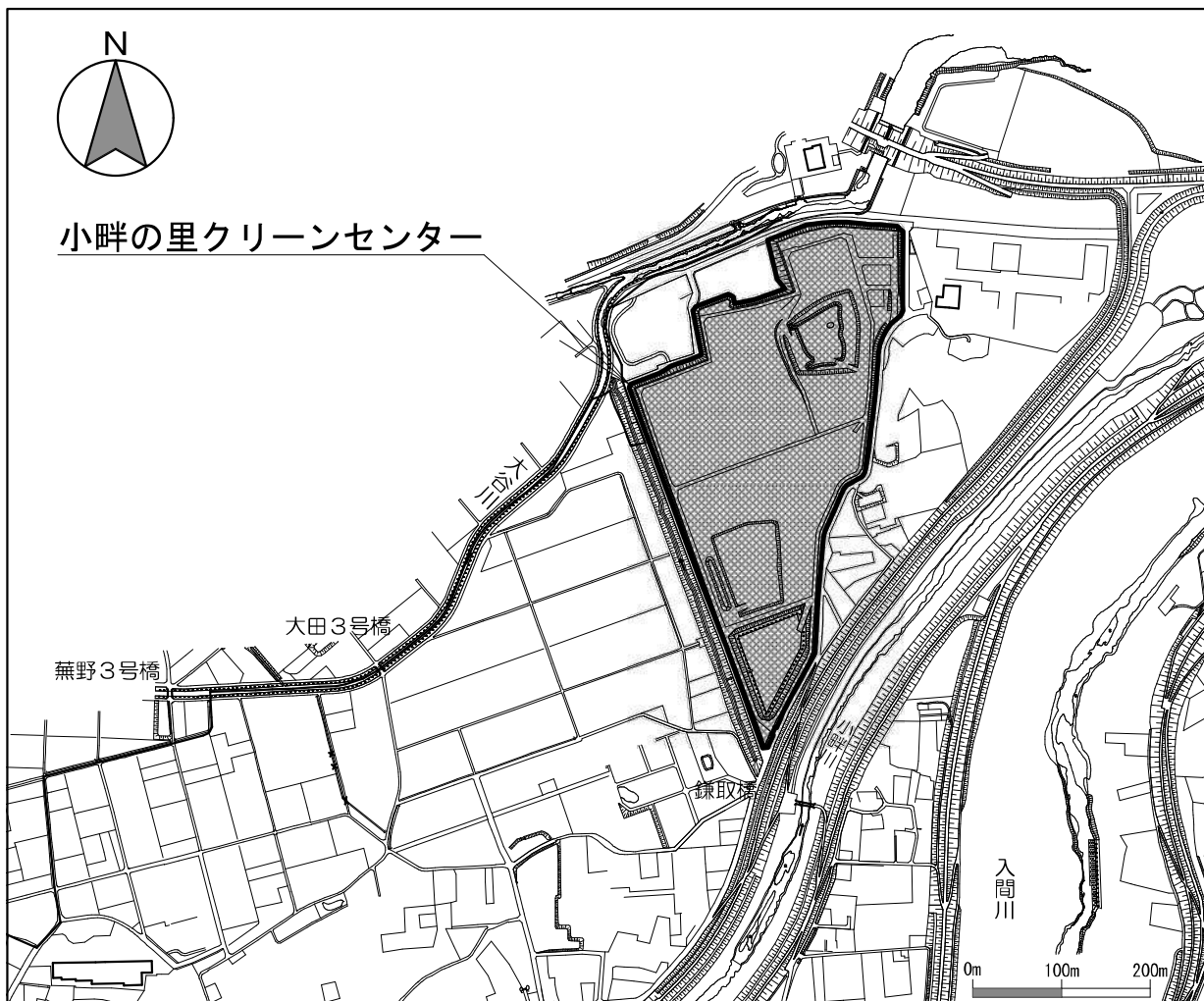
本委託における撮影箇所は別表1のとおりとする。

別表1. 撮影箇所一覧

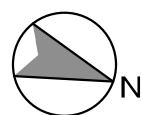
区分	工種	種目	撮影項目	留意事項等
着手前及び完成	着手前		全景または代表部分	
	完成		全景または代表部分	
作業状況	樹木剪定 樹木伐採	落葉	作業前・中・後	剪定枝葉の収集作業、トラック等への積み込み、絶縁用防護具の取付及び取外についても撮影
発生材処分			発生材処分状況	指定の場所への運搬状況を撮影
その他	異常報告			災害、事故等が発生した場合は詳細に記録する

委託名	小畔の里クリーンセンター高木強剪定業務委託
住所	川越市大字平塚新田160番地

案内図



位置図



$60 \leq C < 90$: 2本
 $90 \leq C < 120$: 4本
 $120 \leq C < 150$: 5本
 $150 \leq C < 180$: 1本

通行者・架空電線へ影響を与える高木を強剪定する

近接する電線の充電電路に以下の絶縁用防護具を設置すること

建設工事用防護管 $35\phi \times 2.5m$: 105本
 建設工事用防護管 $100\phi \times 2.5m$: 163本
 ジャバラ管 35ϕ : 20m
 防護シート小 $250mm \times 1000mm$: 8枚

$90 \leq C < 120$: 8本
 $120 \leq C < 150$: 17本
 $150 \leq C < 180$: 6本
 $180 \leq C$: 1本

通行者・架空電線へ影響を与える高木を強剪定する

近接する電線の充電電路に以下の絶縁用防護具を設置すること

建設工事用防護管 $35\phi \times 2.5m$: 48本
 建設工事用防護管 $100\phi \times 2.5m$: 39本

凡例

— 剪定区間を示す

C=303 : 1本
高木伐採

